平成２７年（フ）第２５７号
静岡県富士宮市淀平町622番地の５　サンアクシスＣ101、前住所静岡県富士宮市城北町55番地　ハイコーポスズキＣ201
債務者　成美本幸裕
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３１０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字扶桑台129番地
債務者　木下　雅人
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４４３号
大阪市住吉区苅田９丁目２番17号　ユーハイツあびこ301号
債務者　杉山　睦翁
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目３番９号
債務者　龍川　俊明
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１２号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番６－901号
債務者　仲野　節子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９６号
大阪府八尾市北本町２丁目13番９－311号
債務者　浅井　準子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４０号
大阪市平野区瓜破東７丁目２番２－37号
債務者　福屋　　努
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６１号
大阪市中央区上町１丁目15番２－201号、前住所大阪市中央区上町１丁目15番４－74号
債務者　谷川せつ子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６号
奈良市帝塚山南４丁目20番15－106号
債務者　天野田鶴子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９４０号
千葉県市原市五井西６丁目10番地17　グランハイム202
債務者　鈴木未華こと　金　　未華(旧姓岩本)
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９４９号
千葉市花見川区花見川９番30棟201号
債務者　朝生　　衛
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９５８号
千葉市中央区末広５丁目４番14号　末広荘
債務者　須藤　武男
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９７号
千葉市中央区千葉寺町114番地７　Ｇｒａｎ　Ｗｅｓｔ　Ｄ－05号
債務者　大野　恭行
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
長野県上水内郡信濃町大字柏原3433番地６号
債務者　石川　裕崇
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
長崎県長崎市鶴見台２丁目６番21号　プレジール鶴見台102、住民票上の住所長崎県長崎市晴海台町31番地８
債務者　山田　憲司
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市天伯町字東沢103番地３（105）
債務者　仲根　光男
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２１２号
愛知県豊橋市東小鷹野２丁目15番地17、従前の住所愛知県豊橋市牟呂町字郷社西66番地の２
債務者　白井　友香
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部